

答 申 書

登別市長 小笠原 春一 様

平成30年3月28日付け諮問書により登別市水道事業運営審議
会に諮問のあった、

- ・水道料金の改定について

別紙のとおり答申します。

平成30年5月29日

登別市水道事業運営審議会

会 長 山 田 祥 夫



水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、その事業運営にあたっては、安全で安心な水道水を安定して供給できる体制が必要である。

また、水道サービスを安定して提供するために必要な水道施設等の経年化による更新や耐震化に要する投資的経費の増加が見込まれる一方で、人口減少及び生活様式の変化など水需要の低迷に伴う給水収益の減少が見込まれる中、登別市の水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しい状況になっており、いかに持続可能な経営を実現していくかが課題となっている。

加えて、登別市では2007年度の料金改定以降、水道料金を据え置いてきた経緯があり、この間、支出の削減や未収金の解消に向けた取組とともに、必要最小限の水道施設等の整備を行ってきたが、そうした事業運営にも限界が生じつつある。

こうした中、登別市では2017年度に今後12年間の経営見通しを「登別市水道事業経営戦略」としてまとめたところであり、今後は、経営戦略を指針として、中長期的な視点から、計画的な経営を行うことが必要である。

本審議会では、上記の認識の下、登別市からの諮問に基づき、水道料金の改定について慎重に審議を行ってきたが、3回にわたる審議により結論を得たことから、次のとおり答申を行う。

1 水道料金改定の実施について

水道事業が置かれている現状を考慮すれば、水道料金の引き上げはやむを得ない。

2 水道料金改定の内容について

今改定期では、急激な水道料金の引き上げによる市民負担を考慮し、4年間の事業運営に最低限必要な改定率による改定とする考え方は適当である。

また、改定後の料金表については、別表のとおりとするのが適当である。

改定期間については、2020年度の財源不足に備えるため、2019年4月1日とするのが適当である。

3 付帯意見

第1に、事業の健全化を確保するため、経営戦略に基づく事業遂行とその進行管理を行い、特に、将来を見据えた適正な建設投資、効率的な経営による経費削減、未収金対策について取り組むこと。

第2に、水道利用者である市民に水道事業に対する関心・理解を深めてもらうための情報提供や意見交換に取り組むこと。

別 表

(税抜、1月あたり)

用途別		料金	
家事用	基本料金	5m ³ まで	1,374円
	計量料金 (1m ³ につき)	6m ³ 以上10m ³ まで	180円
		11m ³ 以上25m ³ まで	211円
		26m ³ 以上	248円
家事用以外	基本料金	10m ³ まで	3,584円
	計量料金 (1m ³ につき)	11m ³ 以上30m ³ まで	222円
		31m ³ 以上50m ³ まで	250円
		51m ³ 以上100m ³ まで	304円
		101m ³ 以上500m ³ まで	338円
		501m ³ 以上1,000m ³ まで	341円
		1,001m ³ 以上	344円
公衆浴場用	基本料金	100m ³ まで	4,600円
	計量料金 (1m ³ につき)	101m ³ 以上	53円
臨時用	計量料金 (1m ³ につき)	10m ³ まで	3,000円
		11m ³ 以上	460円
消防用	定額料金	1台1分間につき	127円